

第三部 参考資料編

1 關係法令

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七九号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援（以下「養護者に対する支援」という。）のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十六項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十三項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十八項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

らない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（通報等を受けた場合の措置）

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（居室の確保）

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

（立入調査）

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（警察署長に対する援助要請等）

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法

令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応

協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職

務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があつた場合にとつた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があつた場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
(検討)
- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一八年六月二一日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 略

(罰則に関する経過措置)

第百三十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。) の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

- 第百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 (これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。) の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。
- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百三十三条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二〇年五月二八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定（「第二十八条の第十二項若しくは」を削る部分に限る。）に限る。）、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二條、第四十一条、第四十七条（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。）及び第五十条から第五十二条までの規定公布の日

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年十月一日から施行する。

○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

（平成十八年厚生労働省令第九十四号）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号。以下「法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二条第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同条第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二条第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(指定都市及び中核市の例外)

第二条 法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

(都道府県知事による公表事項)

第三条 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

(2) 老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

最終改正：平成二三年一二月一四日法律第一二二号

第一章 総則

(福祉の措置の実施者)

第五條の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十條の四及び第十一條の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同條第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十條第一項ただし書の規定により同法第三十八條第二項に規定する救護施設、同條第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十條第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

第二章 福祉の措置

(支援体制の整備等)

第十條の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるように、次条及び第十一條の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるとともに、これらの措置、介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援並びに老人クラ

ブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者の活動の連携及び調整を図る等地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

- 2 市町村は、前項の体制の整備に当たっては、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

(居宅における介護等)

第十条の四 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。
- 六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支

障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。）を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

（老人ホームへの入所等）

第十一条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
 - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不適当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

（措置の解除に係る説明等）

第十二条 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

第十二条の二 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第三章 事業及び施設

(措置の受託義務)

第二十条 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四章 費用

(費用の支弁)

第二十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条の四第一項第一号から第四号まで及び第六号の規定により市町村が行う措置に要する費用

一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用

二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用

三 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用

(介護保険法による給付との調整)

第二十一条の二 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第三号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

(費用の徴収)

第二十八条 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

第四章の二 有料老人ホーム

(届出等)

第二十九条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。第十三項を除き、以下この条において同じ。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

一 施設の名称及び設置予定地

二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地

三 その他厚生労働省令で定める事項

2～12 略

- 13 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 14 略
- 15 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 16 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。
- 17～19 略

第五章 雑則

（審判の請求）

第三十二条 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

（３）老人福祉法施行令

（昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号）
最終改正年月日：平成二三年一二月二日政令第三七六号

（居宅における便宜の供与等に関する措置の基準）

- 第五条 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。）、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項に規定する養護者による高齢者虐待をいう。以下この条において同じ。）を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。
- 2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者（養護者を除く。）であつて

介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

- 3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。
- 4 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切な法第五条の二第五項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。
- 5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第五条の二に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。
- 6 法第十条の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス（同号に規定する訪問介護等に係る

部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

(4) 介護保険法

(平成九年法律第百二十三号) (抄)

第二章 被保険者

(被保険者)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

第四章 保険給付

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者（第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(帳簿書類の提示等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(勧告、命令等)

第七十六条の二 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第74条第1項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、同条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告をうけた指定居宅サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、第74条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていないと認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の前部若しくは一部の効力を停止することができる。一 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号、第5号、第10号又は第11号のいずれかに該当するに至ったとき。

2～3 (略)

四 指定居宅サービス事業者が、第74条第4項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 居宅サービス費の請求に関し不正があったとき。

六 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は、虚偽の報告をしたとき。

七 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 (略)

九 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不正な行為をしたとき。

十一 指定居宅サービス事業者が、法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき、前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 指定居宅サービス事業者が法人でない病院等である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市町村は、保険給付に係る指定居宅サービスを行った指定居宅サービス事業者について、前各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 地域支援事業等

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 市町村は、被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用被保険者を含む。第三項第三号及び第百十五条の四十九を除き、以下この章において同じ。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）を行うものとする。

一・二 略

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 略

二 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業

三～六 略

3～10 略

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

8 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

10 市町村は、地域包括支援センターが設置されたとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域包括支援センターの事業の内容及び運営状況に関する情報を公表するよう努めなければならない。

11 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

12 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(5) 警察官職務執行法

(犯罪の予防及び制止)

第五条 警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。

(立入)

第六条 警察官は、前2条に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

(6) 刑事訴訟法

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

二 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(7) 高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
(抄)

(指定基準の取扱い)

第二十五条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）

(報酬の取扱い)

第二の一（3）⑤ 災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であつて、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

(8) 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第四章 個人情報取扱事業者等の義務等

(利用目的の特定)

第十七条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第十八条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(適正な取得)

第二十条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であつて、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）
（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- 八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～4 略

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

6 略

第五章 行政機関等の義務等

(個人情報保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

(9) 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第一章 総則

(定義)

第二条 (略)

一～五 (略)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七～八 (略)

第三章 不利益処分

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十二条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(10) 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）

第六章 補則

(不服申立てをすべき行政庁等の教示)

第八十二条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

2 行政庁は、利害関係人から、当該処分が不服申立てをすることができる処分であるかどうか並びに当該処分が不服申立てをすることができるものである場合における不服申立てをす

べき行政庁及び不服申立てをすることができる期間につき教示を求められたときは、当該事項を教示しなければならない。

- 3 前項の場合において、教示を求めた者が書面による教示を求めたときは、当該教示は、書面でなければならない。

(11) 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（抄）

第五章 補則

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条 行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

- 一 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間
 - 三 法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨
- 2 行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 3 行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。
- 一 当該訴訟の被告とすべき者
 - 二 当該訴訟の出訴期間

2 判例紹介

《高齢者虐待に関する裁判例について》

1 高齢者虐待に関する裁判例は、概ね以下のように分類できる。

※ なお、介護施設の職員でも家族（養護者）でもない第三者が高齢者に対して暴行脅迫等を行ったようなケースは、高齢者虐待の問題というよりは、むしろ一般刑事事件の範疇となるので、ここでは触れない。

（１）養護者による、在宅の高齢者に対する虐待

賠償請求訴訟といった民事訴訟となることはほとんどない。理由は、家族間のトラブルだからである。ただし、傷害、暴行、横領などの刑事事件となることはもちろんある。

（２）施設内における、施設職員による虐待

上記と同じく刑事事件となる場合がある。被疑者被告人は、当該虐待を行った職員（共犯も含む）である。

損害賠償請求訴訟（民事事件）も当然ありうる。この場合、虐待者である職員が請求されるだけでなく、施設（法人）に対しても請求されることが多い。理由としては、使用者としての責任（不法行為責任の一種）や、安全配慮義務違反（契約責任）があげられる。

（３）自治体の責任が問われるケース

（ア）高齢者虐待を認知した自治体が措置を行ったところ、措置等が違法であるとして虐待者である養護者から国家賠償請求訴訟を提起される。

（イ）高齢者虐待につき、自治体が通報等を受けていたにもかかわらず、積極的に保護策を講じなかったため、自治体の不作為が違法であったとして国家賠償請求訴訟を提起される

2 高齢者虐待において、施設（法人）の責任や行政（自治体）の責任がいかなる場合に問われるのかを一般論で断定することは難しい。それぞれの現場での法人や自治体の「なすべきこと」「してはならなかったこと」は千差万別である。

しかしながら、「どのような注意義務を負うのか」や「注意義務を果たしたといえるのはどのような場合か」を考えるには、裁判例は大変参考になる。

介護事業者、行政の担当者は、高齢者虐待に関する裁判に注意を払っておく必要がある。

小川佳子弁護士事務所
弁護士 小川 佳子

事例 1

“不当な身体拘束により、不利益を被った”とされたケース（一宮事件）

愛知県：【最高裁判所 2010 年（平成 22 年）1 月 26 日判決】

《 経過 》

愛知県一宮市内の病院に入院していた女性（当時 80 歳）が、不必要に体を拘束されて苦痛を受けたとして、病院を相手取り 600 万円の損害賠償を求めた訴訟。

原告は当時 80 代の女性である（既に死去しており、訴訟は遺族が承継）。

強い腰痛などのため入院していたこの女性は、2003 年 11 月 16 日深夜、看護師からミトン（抑制具）を使って拘束され、ミトンを外そうとして抵抗した際に傷を負った。

一審：名古屋地裁一宮支部

判決：病院側の身体拘束は正当であり、違法性は無い。

結果：病院側の勝訴

二審：名古屋高裁

2008 年（平成 20 年）9 月 5 日判決

結果：病院側の敗訴

控訴審の名古屋高裁判決では、一審・名古屋地裁一宮支部判決を変更。病院側に 70 万円の支払いを命じ、原告側逆転勝訴判決を言渡した。

判決では、旧厚生省令で明確な禁止規定がある介護施設だけではなく、医療機関であつても、同意を得ずに患者を拘束してその身体的自由を奪うことは原則として違法だと指摘。

その上で、（1）患者への危険が迫っている切迫性

（2）ほかに手段がない非代替性

（3）長く継続しない一時性

の 3 要件に照らして判断すべきだと述べた。

この結果、女性については、ミトンによる抑制を行わなければ転倒、転落による重大な傷害を負うような危険性は認められないと認定した。

また、当日の患者数についても、一審では「看護師 3 人に対して患者数は 41 人」と認定されていたが、新たな証拠調べの結果、「看護師 3 人に対して患者数は 27 人」であり、かつ重症患者もいなかったと認定し、「看護師がしばらく付き添って落ち着かせることができた」と指摘。当ケースについては、切迫性や非代替性があると認められず、違法であると結論づけた。

なお女性は、何度も看護師を呼ぶためにナースコールを押し、おむつの交換を要求したり、車椅子で移動しようとしたことから、病院側は、「女性が譫妄状態で転落の虞れがあり拘束が必要だった」と主張していた。

2006 年（平成 18 年）9 月の一審判決は病院側のこうした主張を認め、拘束は正当だったとして請求を棄却していた。

三審：最高裁

当直の看護師らが、抑制具であるミトン（手先の丸まった長い手袋様のもので緊縛用の紐が付いているもの）を用いて入院中の患者の両上肢をベッドに拘束した行為は、次頁の（1）～（3）など判示の事情の下では、上記患者が転倒、転落により重大な傷害を負う危険を避けるため、緊急やむを得ず行われた行為であつて、診療契約上の義務に違反するものではなく、不法行為法上違法ともいえない。

- (1) 上記患者は、上記行為が行われた当日、せん妄の状態で、深夜頻繁にナースコールを繰り返し、車いすで詰所に行ってはオムツの交換を求め、大声を出すなどした上、興奮してベッドに起き上がろうとする行動を繰り返していたものであり、当時 80 歳という高齢で、4 か月前に他病院で転倒して骨折したことがあったほか、10 日ほど前にもせん妄の状態で上記と同様の行動を繰り返して転倒したことがあった。
- (2) 看護師らは、約 4 時間にもわたって、上記患者の求めに応じて汚れていなくてもオムツを交換し、お茶を飲ませるなどして落ち着かせようと努めたが、上記患者の興奮状態は一向に収まらず、また、その勤務態勢からして、深夜、長時間にわたり、看護師が上記患者に付きっきりで対応することは困難であった。
- (3) 看護師が上記患者の入眠を確認して速やかにミトンを外したため、上記行為による拘束時間は約 2 時間であった。

結果：病院側の逆転勝訴

《 解釈・考察 》

身体拘束（ミトン使用）が違法かどうかは正面から争われ、最高裁での判断がなされた事案である。舞台は病院であり、介護施設ではないが、身体拘束が基本的に許されないのは病院も介護施設も変わりはないことが前提とされている。

高裁では違法、最高裁では適法と判断が分かれ、最終的には適法であるとされた。適法とされたのは、いわゆる拘束が許される 3 要件に該当する事情につき、被告である病院の主張が認められた（立証が成功した）からである。

なお、この最高裁判決の趣旨につき「3 要件さえあれば、いつでも拘束は可能である」と短絡的に解釈すべきではない。

本来であれば違法である拘束が、例外的に（超法規的に）違法とまでは評価されない場合が存在するが、それは 3 要件をすべて充足することを当然の前提としている“原則に対する、大変ハードルの高い例外である”と理解すべきである。

事例2

“面会制限等の行政権限の行使により、不利益を被った”とされたケース
東京都：【東京地方裁判所 2014 年（平成 26 年）7 月 24 日判決】

《 経過 》

中野区が違法に母との面会を禁じ、その居場所を秘匿したとして、原告（息子）が中野区を被告として国家賠償請求の訴えを提起した。

裁判所は、高齢者虐待防止法 9 条 2 項及び同法 13 条に基づき面会制限を行った場合に、虐待を受けた高齢者の入所先につき、親族から情報開示の求めがあった場合にこれを拒否することは、合理的裁量の範囲内で許容されるというべきであるなどとし、請求を棄却した。

《 裁判の内容 》

国家賠償請求訴訟（被告：中野区）

息子で原告の C が、被告である中野区の職員等 D により、違法に原告の母である A との面会を禁止され、かつ、同人の居場所を秘匿されているなどと主張して、被告 D に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償として 2020 万円の支払いを求めた事案。

《 事実の概要 》

登場人物

A（高齢者：母）、B（高齢者：父）、C（息子）、D（中野区職員）、E（弁護士）

- 1 原告は、平成 21 年当時、当時 82 歳の母 A 及び父 B と居住していた。
- 2 中野区福祉事務所長は、平成 21 年 8 月 10 日、A に対し高齢者虐待防止法 9 条 2 項及び老人福祉法 11 条 1 項 2 項に基づき、特養への入所措置を行った。併せて、中野区長は A の養護者である原告 C に対し、高齢者虐待防止法 13 条に基づき面会制限、かつ（他の親族にも）住所を秘匿した。
- 3 中野区長は平成 22 年 3 月 23 日、東京家庭裁判所に対し、A について後見開始の審判申立をおこなった。
- 4 同年 7 月 15 日、東京家庭裁判所は後見開始、E 弁護士を成年後見人に選任した。
- 5 同年 8 月 1 日、中野区福祉事務所長は、A の特養入所につき、成年後見人による契約がなされたので措置を廃止した。

《 原告の主張 》

- 1 警察に通報されない程度の虐待は存在していたが、本件入所措置の当時はそのような状態は解消されていたので、措置は不必要であり違法である。したがってそれに伴い実施された面会禁止、居場所の秘匿は違法である。
- 2 本件入所措置に先立って原告に対する相談や指導、助言がなかった。これは高齢者虐待防止法 6 条に反する。
- 3 高齢者虐待防止法 13 条は、短期的な措置であるべきであるのに、1 年以上継続したことは違法である。
- 4 虐待をした養護者以外の親族にまで居場所を秘匿するのは憲法 31 条に定める自由を侵害するものであり違法である。

《 裁判所の判断 》

1 本件入所措置は違法か

(1) 本件入所措置は前述のとおり高齢者虐待防止法9条2項及び老人福祉法12条1項2項に基づいたものである。

この措置を執る場合は、“生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる”という重大な事態に直面しており、特に迅速な措置が要求される。

そうである以上、当該措置の必要性については合理的な裁量に委ねられているというべきである（その判断が著しく不合理であって裁量を逸脱又は濫用していると認められる場合に限って違法となる）。

(2) 本件では、原告のAに対する暴力に関し、

①平成21年4月6日に痣があることを現認している。

②Bから、原告による暴力の事実を聴取している。

③翌月25日にAが受診したクリニックが、痣と傷の存在について通報している。

④ケアマネジャーも内出血を確認している。

⑤同年7月28日、診療した医師から痣の存在について通報している。

(3) 原告は、Aに対する暴力を明確に否定しているわけではない。

(4) たしかに平成21年5月のケース会議で、Bは「最近原告は暴力を振るわなくなってきた」と語っている。しかし原告はAに対して複数回にわたり暴力を振るってきたのは事実である。そしてそのきっかけが、Aの咳や頻尿という、回避困難な事象である以上、暴力の危険性はいまだ失われていない。

したがって、措置の判断は不合理であるとはいえず、本件措置は適法である。

2 面会禁止措置と居場所の不告知は違法か

上記1－(4)より、本件措置が違法であることを前提とする面会禁止措置の違法の主張は理由がない。

3 相談、指導、助言を行わなかったことは違法か

高齢者虐待防止法6条は、措置を執るに先立ち「必ず相談、指導及び助言をしなければならないと規定しているわけではない」ことは文言上明らかである。実際、虐待をしたことが疑われる者に対し、直接指導等を行なったことで、より事態を悪化させることもあり得る。

したがって、相談、指導及び助言を行わなかったことは違法ではない。

4 面会禁止が約1年間継続したが、これは短期的とはいえず違法か

期間については、高齢者虐待防止法は定めず、むしろ期間の限定がないことからすれば、保護の必要がなくなったと判断されるまで合理的な裁量の範囲内で面会制限の措置を執ることができると解すべきである。

本件では、入所措置をめぐってたびたび原告から抗議があり、その後、区長申立て後見開始申立など実施された経緯からすれば、面会制限の期間は合理性を欠くものとはいえない。

《 解釈・考察 》

家族（本件場合は子）による、高齢者虐待の事案。被虐待者及びその夫（虐待者の父）は虐待の事実を主張しており、痣と傷を現認した医師からの通報もあった。この事案では、迅速に関係者によるケース会議が開催されかつ後見人の選任手続にもつながっており、適切な対応がなされたと評価できる。

虐待者である子（原告）が主張しているのは、被告である中野区が面会を禁止したこと、被虐待者の所在を原告はじめ親族に知らせなかったこと、及び措置の前に被虐待者に相談、指導及び助言の機会を与えなかったことが違法であるというものである。これに対し裁判所は中野区のいずれの措置にも違法はないとした。

一般的に、自治体が被虐待者の保護のために一定の措置を行うにつき家族からのクレームを恐れ、訴えられたらどうしようと心配するあまりに腰が引ける、ということは大いに予想されることである。とりわけ大声で威嚇、脅迫する家族などの存在への対応は困惑を伴う。

しかしながら、被虐待者の保護には一刻を争う場合がある。そのようなときには、措置を行うことが合理的であると認められるような諸事実が確認されていれば、たとえ後から実は危険性はなかったことが判明したとしても、適法性が失われることはない。

事例3

一時保護等の行政権限の行使により、不利益を被ったとされたケース

東京都：【東京地方裁判所 2015 年（平成 27 年）1 月 16 日判決】

《 経過 》

高齢女性につき、病院からの虐待通報を受けて、大田区が一時保護措置をした。
その旨を原告（娘）に知らせなかったところ、原告が訴えを提起した事案。

《 裁判の内容 》

国家賠償請求訴訟（被告：大田区）

本件は、原告の母である P に対して、被告（大田区）が講じた高齢者虐待防止法に基づく一時保護措置に関し、被告の職員に緊急性の判断を誤る等の違法及び過失があったとして国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害賠償（771 万 3800 円）及び遅延損害金を求めたものである。

《 事実の概要 》

登場人物

F（高齢者）、G（高齢者の娘：原告）、H（大田区担当職員：被告）

- 1 原告は F（大正 14 年生まれ女性、平成 24 年死亡。死亡時 87 歳）の娘の G である。
※東京都港区在住である。
- 2 当初、G は港区の原告宅で F と同居していた。平成 24 年 1 月から F 宅（東京都大田区内）に移り、F の介護を開始している。
- 3 同年 2 月、F は要介護 3 の認定を受けている。
- 4 同年 9 月 5 日～7 日、F は港区の特養のショートステイを利用した。
利用中（同月 6 日）、特養から港区担当課へ「F に痣が発見された」と虐待通報があった。港区担当課は、速やかに被告 H（大田区担当職員）へ、虐待通報のあった旨を連絡した。
- 5 被告 P は虐待の可能性を判断し、通報から数時間後、都立広尾病院で F を受診させ、医師も“虐待の疑いあり”と診断している。
- 6 翌 7 日午前 0 時頃、F を警察に搬送。写真など撮影後、午前 3 時すぎに F は特養へ戻った。
- 7 同日、被告 H は高齢者虐待防止法に基づく一時保護施設である特養 Q ホームに搬送。
被告 H は、その翌々日である 9 日までの間、一時保護措置を講じたことを原告 G に知らせず、原告 G から虐待についての事実確認をしなかった。
- 8 その翌日（10 日）、原告 G は被告 H と面談。原告は、F のかかりつけ病院や隣人の連絡先リストを職員に渡し、被告 H が事実等の確認をするべきだったとクレーム。かつ、本日中に F の自宅を被告 H に訪問するよう要請した。
- 9 被告 H は同日夜 20 時ごろ、F 宅を訪問し、F 宅内部における生活環境等の確認を実施している。
- 10 翌々日（12 日）、被告 H は F を帰宅させると原告 G に連絡した。
原告は弁護士を同行し「本日中に F に面会したい」と要求。特養 Q ホームの病室にて臥褥中の P を確認した。
- 11 翌 13 日、被告 H は P を自宅に送り届けた。

《原告の主張》

1 被告H職員が“緊急性がある”旨の判断をしたことが違法である

- (1) 厚生労働省老健局作成にかかる平成18年4月付「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」と題するマニュアル（以下「本件マニュアル」）に記載された項目の確認、検討の懈怠。
- (2) 広尾病院へ搬送するまでに、かかりつけ医療機関や主治医に関する情報、意思表示能力に関する情報、要介護状態に関する情報を取得しようとしなかった。

2 Fの身体的安全確保のために講じた措置について違法性がある

深夜帯に、医療措置を講ずる余地のない痣について、かかりつけではない広尾病院に搬送し、必要性の乏しい写真撮影のために警察搬送して長時間留置き、最終的に“虐待のおそれがある”と不確定な判断し、区へ通報した特養（施設）にFの身柄を戻している。

3 原告Gからの事情聴取、及び原告Gへの事情説明の欠如

養護者である原告Gに対して、区または被告であるHが実施すべき調査を怠り、かつ原告Gに対して、すみやかに一時保護をした旨の状況説明を実施しなかった。

4 一時保護措置後の事実確認、訪問調査の違法

9月7日に一時保護措置し、その後「今後の対応は10日に協議する」とし、同日まで対応しなかった。

《裁判所の判断》

1 被告職員が“緊急性がある”旨の判断をしたことは違法か

高齢者虐待防止法は、速やかに当該高齢者の安全の確認その他当該通報にかかる事実の確認のための措置を講じるとともに、市町村と連携協力する者との対応を協議すること、養護者による虐待の際は、迅速に老人福祉法に規定する老人短期入所施設等に入所させる等定めている。

これは一般抽象的なものであって、市町村の職員に具体的にどのような義務があるかについて規定するものではない。

すなわち、原則として、市町村職員の合理的な裁量に委ねられているのであって、当該判断が違法だとはいえない。

2 Fの身体的安全確保のために講じた措置は違法か

被告のH職員は、Fの治療の要否について医師の判断を仰ぐために受診させたものであり、これはFの生命身体を安全を図るために必要な措置であったし、警察での写真撮影も不合理とはいえない。

3 原告からの事情聴取、及び原告への事情説明の欠如について

“一時保護措置の有無を養護者に連絡すべし”と義務付ける法規はない。

緊急性に関する状況などを養護者に伝えることにより、連れ戻しの危険が生じかねない。したがって、違法はない。

4 一時保護措置後の事実確認、訪問調査の違法はあるか

被告H職員が緊急性ありと判断した諸事情、及びF自身が原告Gから虐待を受けた旨を述べていることから、被告H職員の対応が著しく不合理であるとまではいえない。

《 解釈・考察 》

自治体の措置等が違法であったかどうか争点となった事件である。高齢者虐待防止法の規定自体は一般抽象的なものであって、保護措置を行うどうかは自治体職員の合理的な裁量に委ねられていることを判決は述べている。

また、虐待者である者がたとえ養護者であっても、自治体職員は一時保護措置の有無を養護者に連絡する義務も居所を連絡する義務も負わないとした。被虐待者の保護の趣旨から考えれば当然の帰結である。

措置を担当する職員等が、措置の当時得られた客観的情報、及びそれらから合理的に導かれる保護の必要性及び緊急性に基づいて行動する限り、その行動に何ら問題はない。ただし、これらの判断の基礎となる事実については可能な限り証拠化しておくことに留意すべきである。

3 対応事例

事例１ 高齢者と養護者について、過去の関係性により虐待に繋がっている事例

【対応の経過】

90代の女性。主な養護者である娘（70代）と孫娘の3人暮らし。

月の半分をショートステイ利用中。ショートステイを利用している間は、食事摂取に問題なく、体重が増えるが、帰宅すると、7～8キロ減ってしまうということで、老人保健施設の支援相談員より市に相談があった。

後日、関係者を集めカンファレンスを実施。高齢者本人と養護者の過去の関係が虐待関係にあったなど極めて複雑であり、その経験から養護者は本人に無関心となっていることが発覚。ネグレクトの可能性が高いと判断し、各機関で役割分担の上で、対応を行うこととした。その後、ケアマネジャーと老人保健施設支援相談員が訪問すると、顔面チアノーゼで意識が朦朧としており、生命の危険を感じたため、養護者に指示し救急車にて病院に搬送、その後入院となる。

退院後の方針の決定にあたり、養護者はショートステイの利用を拒否した。自宅への引き取りを強く主張したが、対応者が養護者の話に丁寧に耳を傾け、養護者の感情を受容したことにより、養護者の態度は軟化し、主治医も交えた話し合いのもと、退院後施設入所となった。

【対応のポイント】

虐待者との丁寧な向き合いにより、その後の支援に繋げやすくなるほか、医療従事者からの指示や助言といった形で、養護者に伝える方法も効果的な場合がある。

事例２ 虐待者である養護者への専門的な支援が必要な事例

【対応の経過】

60代の女性。夫、息子と3人暮らし。近所に娘（既婚）がいる。

高齢者本人から「息子に殴られている」という訴えが地域包括支援センターに入り、家庭訪問による調査の際、その場であざも確認された。本人は脳梗塞で入院の既往があり、顕著な麻痺はないが全体的に動きは緩慢である。「息子からの暴力は、退院後から強くなった」とのことであった。その後、息子からも「母を殴ってしまう。このままでは殺してしまいそう。施設に入りたい」と地域包括支援センターに相談があった。息子は精神疾患を罹患しており、通院も継続されているなど、症状には波がある状況であった。

対応については、まず関係者で協議し、娘にキーパーソンになってもらい、介護保険申請やサービス利用調整の役割を担ってもらうこととした。また、高齢者本人の訴えに対しては、市の高齢者担当部署が緊急一時施設を調整する役割、息子への対応は保健福祉事務所の精神保健福祉担当が病院のソーシャルワーカーとの調整を行うなど、役割を分担し対応したことで、その後の支援がスムーズとなった。

【対応のポイント】

関係機関との連携と適切な役割分担により、支援の幅と支援者側の負担を分散・軽減できる場合がある。自所属の役割について、それぞれの機関が正しく把握しておくとともに、多角的な視点で世帯を評価・分析できるよう、機関連携を密にすることが重要。

事例３ 高齢者本人が支援の介入を拒否する事例

【対応の経過】

70代の高齢の女性。息子夫婦と同居している。

「息子から毎日嫌がらせを受けるため一人になりたい」と高齢者本人から相談があった。高齢者本人が、その場での相談以外の介入を強行に拒むため、当人には高齢者用住宅のリストを渡すに留めることとし、地域包括支援センターの職員が近隣を訪問した際に、間接的に状況を探ることとしたが、家庭での生活状況等の詳細は把握できなかった。

しばらくして、本人が再び相談窓口に来るなかでも、状況は変わらないが、介入は相変わらず強行に拒否するため、前回の対応を継続する以外に支援の手が無い状況であった。

後日、高齢者本人が息子と介護保険の手続きに来た際に、保険担当職員により、間接的に生活状況を確認し、地域包括支援センター職員による訪問の了解を息子より得る。

息子夫婦についても今の生活に困り感が強く、「（高齢者）本人の虚言に振回され、ストレスから暴言、暴力をしてしまった」と打ち明けた。その後の話し合いで高齢者本人が一時的に自宅を離れることを希望したので、介護老人保健施設への入所に繋げた。

【対応のポイント】

高齢者本人が介入を拒否するなかで発覚した虐待について、虐待介入以外の関わりから、家庭状況を探り、支援に繋げる等の視点を持つことが重要である。

事例４ 過去の経験から、入院・入所サービスを拒否する事例

【対応の経過】

70代の女性。息子と二人暮らし。

主治医から「（高齢者）本人が衰弱している」との情報がケアマネジャーに入り、ケアマネジャーを通して町に相談があったため、ケアマネジャー、町高齢福祉担当者で家庭訪問して状況確認した。

高齢者本人は要介護度5であり、息子が仕事をやめて週2回の訪問看護を利用しながら介護に専念している状態であるが、介護は不十分であった。また、独自の介護感から高齢者の食事制限をしており、徐々に衰弱してきている状態であった。

一時的な入院を勧めたが、「何とか歩いていた本人が寝たきりになったのは、以前に施設を利用した際に骨折してからである」との考えを持っており、入院・入所に対して強い不信感をもっていたため、入院にはつながらなかった。

支援関係者で今後の支援について検討した結果、現時点での強い拒否感は、息子の目が行き届かない入院・入所に限られており、訪問看護は受け入れていることから、強制的な分離ではなく、“医療の介入は可能である”とした現状を最大限利用し、主治医と連携を図りながら本人の状態を観察し、また医療関係者を中心とした生活改善等の助言により、高齢者の安全について見守っていくことにした。

【対応のポイント】

虐待者の主張や思いを分析すると共に、キーパーソン（ここでは医療従事者）を支援の主軸として、介入方法を検討する視点を持つ。過去の対応から不信感が生まれることについて、その思いに寄り添いながらも、不適切な現状について毅然と対応する。

事例5 家族から継続的に無視され、心理的虐待を受けていた事例

【対応の経過】

80歳代の女性 近隣のみ手押し車を押して歩ける程度。認知症は無し。

60歳代の息子夫婦と同居、年金が少額で経済的に息子夫婦に依存している。

「家族が食事を与えないため、近隣で食べ物をもらったり、お金を借りたりして生活している」と近隣の民生委員から相談があり、民生委員と一緒に訪問する。

高齢者本人は、長年に渡り、家族から食べ物を与えず、風呂や電話を使わせないなど、家族から継続的に差別され続けている。しかし、食べ物は、友人や親戚などからもらっていて栄養状態も良く、訴えが多い割には淡々として生活していた。

緊急対応の必要性はないが、無視されていることは事実のため、定期的な訪問により、高齢者の健康や精神状態などを把握すると同時に、家族との面会を試みることにした。

高齢者本人は、“何もない時代に子どもを育てあげた”という自負があった。しかし、家族との面接を通して、本人が電話を市外に長時間かけたり、借金をしたりしてその返済を請け負ったこと、お金をくすねるなどした事実により虐待者が長年恨みを持っていたことが分かった。息子夫婦としても状況が徐々に悪化したことに危機を感じ、米や野菜も隠してしまい、食べ物を遮断してしまった。

会話もなく、無視し続ける状況を高齢者本人が受け止めきれずに苦痛を訴えるため、最終的に分離という形で入所させるに至った。

【対応のポイント】

高齢者の権利については擁護されるべきであるが、その生活感や生活について、家族であり養護者である者が、許容できるかは別問題である。世帯の適切な形を探るなかで、分離が最適な距離感を保つこともあり得る。

事例6 妻の若年性認知症を認めたくない夫により、心理的虐待に至った事例

【対応の経過】

50代の女性。夫、娘と三人暮らし。「軽い物忘れ」を主訴として、娘が認知症相談に来所した。精神科への受診勧奨と日常の介護について指導を行い、保健師の訪問でフォローすることになった。

実際に訪問から、本人の徘徊もあり、介護負担が大きいことが把握されたことから、市の保健師や老人保健施設と連絡を取り、利用できるサービスを導入した。

訪問を継続していく中で、妻の認知症を認めたくない夫による心理的虐待（妻への暴言）が判明した。保健師が、家族の抱える介護負担の訴えを傾聴し受容することに努めたところ、夫・娘の介護に対する姿勢に変化が見られ、少しずつであるが認知症についても受け入れるようになった。認知機能の低下についても進行が早いいため、ケアマネジャーが訪問看護を紹介し、医療との連携も強化した。

また、嚥下障害も生じてきたため、保健所の歯科衛生士の訪問指導や在宅歯科診療も加わり、多種職の連携をとりながら4年と数か月の在宅療養を可能にした。

【対応のポイント】

身近な家族の認知症を認められない心情について、まずはその思いを受け止めることが、虐待状況の改善のみならず、その後の円滑な支援に繋がる。

事例7 地域福祉権利擁護事業の活用をきっかけに虐待行為が改善された事例

【対応の経過】

70代の男性。妻、息子と同居。年金の支給日になると、息子が年金の全額を取上げ、なくなると金を要求し、拒むと暴力、暴言が行われていた。利用料が払えず、介護サービスを利用できなくなったと別居の娘より高齢者担当課に相談があった。高齢者担当より地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、サービス事業者、保健福祉事務所に連絡がされ、速やかなカンファレンスが開かれた。

情報の共有化を図り、今後の対応、各機関の役割分担について検討されるなかで、まずは高齢者本人とその妻、別居の娘を交えて話し合いをおこなうことで、虐待の事実を確認し、当事者らの意向確認をすることとなった。

話し合いの中で、地域福祉権利擁護事業の利用を希望したため、高齢者担当より社会福祉協議会へ相談、同事業の利用に繋がった。本人はデイサービスを再開し、妻は娘宅へ外出する。地域包括支援センターの定期訪問も始まり、外部からの人の出入りが始まったことがきっかけで、息子は家を出て行ってしまった。

【対応のポイント】

年金等の資産の搾取は、虐待を受けている高齢者本人や親族自身からの相談がないと発覚しにくい虐待のひとつである。虐待者に、虐待の事実を認識させることは不可欠であるが、解決には関係機関との連携や社会資源等の活用が欠かせない。

事例8 高齢者をビジネスホテルへ避難させ、安全を確保した事例

【対応の経過】

70代の女性で一人暮らし。遺族年金が2カ月に一度、33万円支給される。

別居の一人息子は、夫が生きていたときから金の無心を行っていた。夫の死亡後、金の無心が頻繁になり、抵抗すると暴力を振るうようになった。息子が窓ガラスを割るなどの行動に至ると、近隣住民から警察へ通報されたが「仲良くするように」との助言のみで終えてしまう。高齢者の唯一の親族である実兄へ助けを求めたが断られ、民生委員に伴われ相談を開始する。

地域包括支援センターは、これまでの経過や受傷状況、高齢者本人の意思等を確認し、安全確保のため一時的にビジネスホテルへ身をよせ、今後の生活に必要な手続きを行う支援策を計画した。高齢者本人の同意が得られ、安全なビジネスホテルと、並行してアパート探し、任意後見契約への支援、社会福祉協議会に生活小口資金の調整を行った。

当座の生活資金を得るため、民生委員と本人とで生活小口資金の手続きを行い、高齢者本人からは“事件による失踪等を否定するための手紙”を息子と警察へ出した。

また、地域包括支援センターは、高齢者宅での息子の様子を観察し、息子の不在の時間帯を調べるなどの対応後日高齢者と後見人で思い出の品を持ち出すことができた。

【対応のポイント】

暴力や器物損壊、威嚇行為等は高齢者の生命を脅かす危険行為であると共に、解決には警察との連携が不可欠である。また、緊急一時保護の必要性を判断する際は、高齢者本人の能力や資産状況等を正しく把握し、必要に応じた支援に速やかに繋ぐようにする。

事例9 緊急時の対応措置入所した事例

【対応の経過】

60代の女性。息子と二人暮らし。息子による金銭の搾取や介護放棄が以前からあり、その都度、市の高齢者担当や社会福祉協議会とで、息子と話し合いをおこなってきた。

ある時、料金の未払いで電気、ガス、水道が止められ、さらに本人を自宅に放置したままで息子がいなくなったと、訪問ヘルパーから社会福祉協議会を通じて、高齢者担当に相談があった。緊急の保護が必要となる可能性があるため、高齢者担当から施設の入所担当者、地域包括支援センターに連絡がされ、社会福祉協議会を含めた4者で本人宅を訪問、本人から状況を確認し、意向を確認した。本人はショートステイを希望し、施設による受入れも可能なため、本人を保護した。

その後、本人、高齢者担当、老人ホーム入所担当者と今後のことについて話し合いをした結果、老人ホームへの措置入所に繋ぐことが適当と判断された。

【対応のポイント】

緊急時の対応については、普段から対応担当課及び関係機関と調整し、いざ緊急対応が必要となれば、速やかに対応出来るよう準備が必要である。

また、本人が保護を拒む可能性も視野に入れ、対応を検討する必要がある。

事例10 虐待が疑われたが、調査から虐待以外の可能性も生じた事例

【対応の経過】

70代の女性、夫と2人暮らし。「夫に殴られ、顔面がアザだらけの高齢者がいる」と匿名で民生委員に連絡が入る。民生委員が訪問すると、高齢者本人との面接を夫が拒んだため、まずは地域包括支援センターへ繋げるが開始された。

地域包括支援センターは、高齢者本人の氏名と住所から介護保険受給者であることを確認。介護保険担当課から高齢者本人がパーキンソン病で被害妄想があること、福祉サービスが未利用であるとの情報を収集した。また、保健担当課と国民健康保険担当課からは基本健康診査等についても未受診であること、医療費の請求がないこと、保健福祉事務所からは、現在も特定疾患の更新手続はされているが、これまで訪問等の接触はないことを確認できた。このことから、サービスに繋がりが切れていないこと、難病を患っていること、高齢者本人にも対応の難しさがあることなど情報を整理したが、夫の攻撃性についての情報は把握できなかった。

また一方で、民生委員を介して確認した近隣住民の情報では「（高齢者本人は）何でもないところでもよく転倒している。夫も妻の転倒に巻き込まれ、転倒している」等と一致した話を確認した。これらのことから、夫による虐待について、完全には否定できないが、受傷に至る可能性については、暴力以外にもあるとの結論に至った。

支援が必要な状況であることに変わりはなく、保健福祉事務所の難病担当者による特定疾患等の更新手続を支援のきっかけとして支援を開始することとなった。

【対応のポイント】

虐待の通報については、その真偽に関わらず、調査に必要な情報を適切に取得することが重要となるが、必ずしも求めた情報が得られる確証はない。その場合、情報の取得手段・経路について、所属内での確認が必要となる。

4 研修資料

高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点

1 養護者の捉え方

「養護者」については、限定的な解釈にとらわれずに、本人の置かれている立場を常に視野に入れて支援することが必要である。

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めている（第2条2項）。
- 法の解釈については、平成18年4月厚生労働省老健局発行「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「18年マニュアル」という。）2頁以下に、防止法第2条第2項の「現に養護する者」の説明として、「高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。」と記載されている。
しかし、これは法定されたものではなく、通常予想される具体的な場合を例示したものである。
- 18年マニュアルは、上述のとおり、「現に養護する者」とは何かについて説明を行っているが、同マニュアル自身がこれを受けて3頁で「2）高齢者虐待のとりえ方と対応が必要な範囲について」の見出しのもとに、「市町村は高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。」と述べ、法の規定する要件に該当するかどうかははっきりしない事例についても、積極的に法による権利保護を図るよう注意を喚起している。

2 本人の自己決定権と強制分離の必要性の判断

本人が介入を拒否していても、その拒否がそのまま本人の健康や生命の危機につながるものが容易に予測されるような場合は、「本人の意思」を「尊重する」段階ではなく、危機から本人を救う義務が行政に発生していると考える必要がある。

- 一般的に判断能力が著しく低下し、自己の生命の安全について適切な意思決定が難しい状態であれば、行政による介入について問題視されることはほとんどないが、本人の介入拒否の意思が真意に基づくものであると判断され、かつ判断能力の低下が見られない場合には、あえて本人の意思を無視する形で介入することは、本人の自己決定権、基本的人権を侵害することになるのではないかと危惧がある。

- この点については以下のように考えられる。

つまり、(イ)本人の意思を尊重するのは原則であり、本人の意思に反して行政が強制力を行使するのは、法律に定められた手続きを行う場合以外は基本的に認められない（刑事、行政手続きにおける身柄や財産権に対する行政措置などがその例である）。

しかし、(ロ) 本人の意思に基づいて対処することが正義に反する場合には、その意思が無視される場合もあり得る。例としては、人をそそのかしたり、手助けをして自殺させた場合、または、本人から殺してほしいと頼まれて殺害した場合は、犯罪となり処罰されるということなどが挙げられる。（※1）

- 従って、「本人がいいと言っているのだから許される」ということにはならず、このことから、本人の意思があるからとして、本人が望んだとおりのことを実践したものであっても、違法とされる。そのような意味で、どのような場合であっても本人の意思がすべてと考えるべきである、などと断定してはならないことに注意を払う必要がある。（※2）

※1 人を教唆し若しくは幫助して自殺させた場合、又はその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した場合には犯罪を構成する（刑法 202 条自殺関与罪、同意殺人罪）

※2 故・団藤重光博士は生命は本人の意思によって処分することのできるものではないからである、と明確に述べるが（創文社刊 刑法綱要各論 改訂版 378 頁）自殺を幫助する形をとるにせよ、承諾を受けて殺害する形をとるにせよ、人の生命が第三者の関与に寄って奪われることは、社会的に許されない（すなわち正義に反する）事象であるからこそ処罰対象とされているとも解釈することができる。

3 虐待認定の捉え方

被虐待高齢者の保護が目的である法の趣旨から、それまでの経過や諸事情など虐待の事実が強く推定される場合は、虐待認定を行うべきである。

- 刑事裁判においては、虐待者の実行行為の存在が証拠により立証されなければならない。しかしながら、虐待認定は刑事裁判ではなく、そのような厳格な立証を要求されるものではない。
- 被虐待高齢者の保護が目的である法の趣旨からも、それまでの経過や諸事情など虐待の事実が強く推定される場合は、虐待認定を行うべきであり、これによりリスクレベルに見合った妥当で合理的な判断が可能となる。

4 家族への支援

介入が難しい養護者への支援のポイントは、養護者の問題への介入ではなく、本人の支援のために養護者に相談したいという切り口で、根気よく関わりを継続し、養護者のニーズを知り、養護者の価値観に沿ったアプローチを試みる必要がある。

- 継続した関わりを通して養護者の人となりやニーズを知り、養護者の価値観に沿ったアプローチを試みることや、そのニーズを把握し、小さなことでも改善を積み重ねていくことが必要になる。
- 養護者や本人のニーズを知ることで、日中分離の方法や養護者の自立への支援など多問題家族への支援という視点でのアプローチが可能になるかもしれない。
- 関係者がいかに危機感を持ちつつ支援を継続していくかが課題である。

5 リスクアセスメントにおけるリスクの捉え方

関係専門職は、暴力の発生リスクを厳密にアセスメントし、危機意識を共有する必要がある。

- 突発的な暴力が発生するリスクのある事例の場合、暴力が発生した際、本人が逃げることができるのか等のワーカビリティや 24 時間対応できる機関は警察以外にはないため、在宅生活で見守り体制が構築できるのかといったことも踏まえた上での危機意識を共有し、いつリスクが最上位に上がるかわからないということを意識しながら支援する必要がある。
- また、養護者支援の一環としては、リスクアセスメントのための情報収集の段階から、保健所の専門職に助言を受けるなどの連携方法の構築も検討の余地がある。

平成 29 年 5 月 神奈川県高齢福祉課作成

5 様式集

高齢者虐待リスク評価票

被虐待者の状況	
☐ ア 被虐待者自身による意思疎通が可能である ⇒ 本人の訴え、客観的な事実と照らし合わせて、現在の危険度を評価すること。	
☐ イ 認知症等により、正確な意思の疎通が困難である ⇒ 本人の訴えを基礎とし、聴取情報ならびに看護・介護記録、事故報告等の客観的な記録情報と照らし合わせて評価すること。また、既に重症化している可能性が高いことに注意すること。	
客観的な事実確認により得た情報	危険度
1、当事者が保護を求めている	A (緊急度：高) 速やかに保護等の緊急措置を検討する必要がある
☐ ① 被虐待者自身が保護を求めている ☐ ② 被虐待者の親族が当該高齢者の保護を求めている	
2、すでに重大な結果が生じている	
☐ ③ 他害による頭部や腹部の外傷（血腫・骨折）、重度の内出血、意識混濁、重度の褥そう、脱水症状、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮、等に準ずる状況	
3、重大な結果が生じる状況が差し迫っている	
☐ ④ 被虐待者：「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴え ☐ ⑤ 虐待者：「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴え	
4、今後、重大な結果が生じるおそれが高い	B (緊急度：中) 集中的な支援のほか、保護等の緊急措置の検討が必要である
☐ ⑥ 頭部打撲、顔面打撲、腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、極端な怯え、きわめて非衛生的、等に準ずる状況	
5、繰り返されるおそれが高い	
☐ ⑦ 習慣的な暴力、新旧の傷や内出血、入退院の繰り返し ☐ ⑧ 虐待者の認識：虐待の自覚なし、援助者との接触回避 ☐ ⑨ 虐待者の精神的不安定、判断力の低下、非現実的な認識 ☐ ⑩ 虐待者の判断能力の低下、非現実的な認識	
6、過去に虐待をされた旨で訴えがある（現在進行形でない）	
☐ ⑪ 「昔、〇〇をされた」「あらためて考えると虐待ではないか」など	
7、被虐待者に虐待につながるリスク要因がある	C (緊急度：低) すぐに保護等の緊急措置をとる必要性は低い、虐待に繋がる要因は有しているため、総合的な支援が必要である。
☐ ⑫ 認知症程度：Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・Ⅴ ☐ ⑬ 行動上の問題：徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏興奮、失禁など ☐ ⑭ 寝たきり度：J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 ☐ ⑮ 性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、粘着質、依存的など ☐ ⑯ 精神疾患（ ） 依存症（ ） ☐ ⑰ 外部サービス利用に抵抗感がある ☐ ⑱ 障害・疾病（□疑い）	
8、虐待者に虐待につながるリスク要因がある	
☐ ⑲ 被虐待者への拒否的感情や態度がある ☐ ⑳ 重い介護負担感や介護疲れ ☐ ㉑ 認知症や介護に関する知識・技術不足 ☐ ㉒ 性格的問題（偏り）：衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的など ☐ ㉓ 障害・疾患：知的障害、精神疾患、依存症など ☐ ㉔ 経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存 ☐ ㉕ 介護力の低下や不足 ☐ ㉖ 孤立・補助介助者の不在等 ☐ ㉗ 「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	

☐ ⑳ 外部サービス利用への抵抗感 ☐ ㉑ ひきこもり ☐ ㉒ 他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ ☐ ㉓ 飲酒の影響 ☐ ㉔ 依存（アルコール、ギャンブル、関係性等）	
9、虐待につながる家庭状況がある	
☐ ㉕ 長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係 ☐ ㉖ 虐待者・被虐待者の共依存関係 ☐ ㉗ 虐待者が暴力の被害者 ☐ ㉘ その他の家族・親族の無関心 ☐ ㉙ 住環境の悪さ：狭い 被虐待者の居室なし 非衛生的 ☐ ㉚ 家庭内の経済的利害関係（財産、相続） ☐ ㉛ （虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	
その他	
☐ ㉜ ケアサービスの不足の問題 ☐ ㉝ ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題 ☐ ㉞ その他の要因（ ）	

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（7段階）

※数字が大きくなるほど、自立度が低くなり、支援や介護が必要になる傾向があります。

段階	状 態	解 説
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態	家族や支援する人がいれば、日常で困ることはほとんどなく、日常生活が送れる基準です。
IIa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態	周囲が目まぐるしく変化する屋外は、認知症高齢者にとって、その状況を把握するだけでも大変です。道に迷う、買い物時の計算ができないなどの症状がみられる場合が、この基準に該当します。
IIb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態	日常生活を送る慣れ親しんだ家で症状が出る場合は、IIaよりも重度と判断される傾向にあります。服薬管理ができない、留守番（電話や来客対応）ができない場合が、この基準に該当します。
IIIa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが、日中を中心に見られ、介護を必要とする状態	IIよりも認知機能が低下しており、常時の見守りや支援（着替え・食事・排便・排尿がうまくできない等）を必要とする場合が、この基準に該当します。
IIIb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが、夜間を中心に見られ、介護を必要とする状態	認知症の程度としてはIIIaと同等ですが、徘徊や大声を出すといった症状が夜間でも見られる場合が、この基準に該当します。生活が昼夜逆転し、本人の健康状態の悪化を招く可能性が高くなり、介護にあたる家族の心労も大きくなるため、IIIaよりも認知機能が低下していると見なします。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが、頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態	IIIよりも認知症の症状が、多い頻度で現れる状態であり、在宅介護が困難となることから、老人福祉施設や居住系サービスの利用を検討せざるを得ない状態が、この基準に該当します。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする状態	激せん妄や幻覚が見られるケースや、暴力行為、自損行為などが見られる場合が、この基準に該当します。専門家の管理下での治療が必要であり、認知症の程度に関係なく判断されます。

高齢者の日常生活度（寝たきり度）判定基準

段階	状 態	解 説
J1	なんらかの障害を有するが日常生活はほぼ自立。独力で外出が可能	1、交通機関等を利用して外出が可能
J2		2、隣近所へなら外出が可能
A1	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない	1、介助により外出可。日中はほぼベッドから離れ生活
A2		2、外出頻度は少なく、日中は寝たり起きたりの生活
B1	屋外では介助が必要。日中もベッド上の生活が主体。座位は保つ	1、車いすに移乗し、食事・排泄はベッドから離れ生活
B2		2、介助により車いすに移乗する
C1	1日中ベッド上で過ごし、排泄・食事・着替えに介助が必要	1、自力で寝返りをうつ
C2		2、自力では寝返りもうてない

相談・通報記録票

日 時	年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分		(記録主任)
経 路	☐ 面接 ☐ 電話 ☐ その他 ()			相談歴	☐ 初回 ☐ 継続
相 談 者	氏 名		男 女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	住 所	☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ その他		連絡先	
高 齢 者 と の 関 係	☐ 本人 ☐ 親族 ☐ 知人 ☐ サービス提供者 () ☐ その他				
合 意 の 有 無	調査等協力の意思が ☐ 無 (匿名) ☐ 可 ☐ 条件により一部可 ()				
対 象 の 高 齢 者	氏 名		男 女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	住 所	☐ 自宅 ☐ 施設 ☐ その他		連絡先	
医 療 情 報 (かかりつけ等)	☐ 入院中 (機関: 理由:) ☐ 無 ☐ 有 (機関: 主治医:) ☐ 不明				
介 護 保 険 状 況	☐ 未申請 ☐ 申請中 ☐ 不明 ☐ その他 () ☐ 非該当 ☐ 要支援: 1・2 ☐ 要介護 1・2・3・4・5 ☐ 既往歴 ()				
ケ ア マ ネ ジ ャ ー	事業所: 氏名: 連絡先: 備考 ()				
介 護 サ ー ビ ス 利 用 状 況	☐ 訪問介護 ☐ 訪問入浴 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリ ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリ ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 地域密着型 ☐ 短期入所 ☐ 施設 (☐ 福祉 ☐ 保健) ☐ 福祉用具 ☐ その他 ()				
経 済 情 報	☐ 就労 ☐ 預金 (円) ☐ 扶養 ☐ 親族支援 ☐ 生活保護 ☐ 年金 (種類: 受給額: 円) ☐ 不明				
相 談 内 容	☐ 虐待に関する相談 ☐ 生活不安 (経済) に関する相談 ☐ 苦情相談 ☐ 健康に関する相談 ☐ 制度等に関する相談 ☐ その他 ()				
高 齢 者 の 虐 待 が 疑 わ れ る 内 容 を 含 ん で い る か	☐ 有 ☐ 無	【記録】			
《注意するポイント》 ・発生時期 ・場所 ・加害者とその関係 ・被害状況 ・現状の安全性	終結 ☐ 相談者ニーズの解決 ☐ 他課・他所属に伝達 ()				
本 人 の 意 向	☐ 在宅生活の継続 ☐ 一時的な保護 ☐ 施設入所希望 ☐ 不明				
疑 わ れ る 虐 待 種 別	☐ 身体的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 介護放棄 ☐ 経済的虐待 ☐ 性的虐待				
虐 待 の 頻 度	☐ ほぼ毎日 ☐ 週に数回 ☐ 月に数回 ☐ 特定の時期 ()				
相 談 時 の 危 険 度	☐ A (高) ☐ B (中) ☐ C (低) ※「高齢者虐待リスクアセスメント票」の基準より				

主 な 被 虐 待 高 齢 者 の 健 康 状 態 ※把握した時点で記載	【歩行】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		【整容】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【食事】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		【洗濯】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【調理】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		【清掃】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【食欲】 旺盛 ・ 普通 ・ 不振		【着脱】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【服薬】 ☐ 無 ☐ 有 ()		【入浴】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【管理】 自己 ・ 一部介助 ・ 全介助		【睡眠】 多い ・ 普通 ・ 少ない		
	【金銭】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		【排泄】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		
	【買物】 自立 ・ 一部自立 ・ 全介助		【その他】 ()		
	・ 身長	cm	寝 た き り 度 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2 ☐ 不明		
	・ 体重	kg	対 人 関 係 ☐ 拒否的 ☐ 攻撃的 ☐ 協力的 ☐ その他 ()		
・ BPM		認 知 症 自 立 度 ☐ I ☐ IIa ☐ IIb ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M ☐ 不明			
		☐ 徘徊 ☐ 失禁 ☐ 異食 ☐ 見当識 ☐ 昼夜逆転 ☐ 意思疎通困難			
		主 疾 患 等 ☐ 無 ☐ 有 ()			
		精 神 症 状 ☐ 不安 ☐ 焦燥 ☐ 抑うつ ☐ 不穏興奮 ☐ 幻覚妄想 ☐ その他			
		問 題 行 動 ☐ 無 ☐ 有 ()			
		特 記 事 項 ☐ 無 ☐ 有 (依存症状等：)			
親 族 状 況 ※本人、相談者以外	続柄	名前 (虐待者は☑)	年齢	職業・健康状態・特性等	
		☐			
		☐			
		☐			
虐 待 の 認 識	虐待者に虐待の認識が ☐ 無 ☐ 有 (☐ 虐待者も支援を希望 している) ☐ 不明				
過去のトラブルの有無	☐ 無 ☐ 介護ストレス ☐ 介護観の相違 ☐ 家族不和 ☐ 金銭問題 ☐ 困窮 ☐ 精神疾患 ☐ 価値観・思想の相違 ☐ 性格 ☐ 孤立 ☐ その他 ()				
成年後見人等	☐ 無 ☐ 有 (氏名：) ☐ 申請中 ☐ 不明				
備考					
今後の対応方針 (決定日 /)	☐ 関係機関等への調査 (情報収集) ☐ 親族・知人と接触 (調査・介入) ☐ 県機関 (警察含む) ☐ 他自治体へ相談 ☐ 保護等の緊急時対応 ☐ 現地訪問調査 (年 月 日で調整) ☐ その他 ()				

【家族構成（ジェノグラム）】



【高齢者を取り巻く環境（エコマップ）】



※男□、女○、死亡☒、対象者◎、同居は---線で囲む

【高齢者の身体状況（正面）】



【高齢者の身体状況（背面）】



供 覧	
-----	--

ケース検討会議記録

開 催 日	年 月 日 ()
開 催 時 間	時 分 ~ 時 分
開 催 場 所	

検討対象 氏 名			ケース提出者	
会 議 出 席 者	所属（職種）	氏 名	所属（職種）	氏 名
経 過				
検討課題				
検討内容				
結 論				
残された 課 題				
次回開催日	年 月 日 () を予定			

第 号
年 月 日

〇〇法人〇〇会
理事長〇〇〇殿

〇〇市長 〇〇 〇〇

養介護施設従事者等による高齢者虐待の改善について（通知）

標記について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく通報に対して〇年〇月〇日に実施した高齢者虐待防止法／介護保険法／老人福祉法第〇条に基づく事実確認調査の結果については、別紙のとおり通知します。

改善すべき事項が認められましたので、改善計画を〇年〇月〇日までに提出願います。なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。

事業所として高齢者虐待防止に取り組み、高齢者の人権を尊重し、尊厳の保持に努めていただきますようお願いいたします。

問合せ先

〇〇市〇〇課

電話

ファクシミリ

内線（ ）

改善を要する事項

調査実施日 〇〇年〇〇月〇〇日
事業所名 _____

通報内容	改善を要する事項
1	1
2	2
3	3

年 月 日

〇〇市〇〇部
〇〇課長 殿

事業所代表者名

高齢者虐待に関する改善計画について

年 月 日付で、受理しました改善通知について、別紙のとおり改善計画を作成しましたので報告します。

改善計画

調査実施日 ○○年○○月○○日

事業所名 _____

指導内容	改善計画
1	1
2	2
3	3

養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- ☐ 養介護施設従業者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。
- ☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- ☐ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) (※) 印の項目については、不明の場合には記載しなくてもよい。

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称：		
・サービス種別：		
	(事業者番号：)	
・所 在 地：		
	TEL	FAX

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度その他の心身の状況

性 別	男 ・ 女	年齢階級※	
要介護度等	要支援 1 2		
	要介護 1 2 3 4 5		
	その他		
心身の状況			

※ 該当する番号を記載すること

1 65～69 歳 2 70～74 歳 3 75～79 歳 4 80～84 歳
5 85～89 歳 6 90～94 歳 7 95～99 歳 8 100 歳以上

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 心理的虐待 その他	介護・世話の放棄・放任 性的虐待 経済的虐待
虐待の内容		
発 生 要 因		
虐待判断日	年 月 日	

4 虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏 名 (※)	生年月日 (※)
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)	

5 市町村が行った対応

- ☐ 施設等に対する指導
- ☐ 施設等からの改善計画の提出依頼
- ☐ 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
- ☐ (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分
- ☐ その他 (具体的に記載すること)

6 虐待を行った養介護施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- ☐ 施設等からの改善計画の提出
- ☐ 介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応
- ☐ その他 (具体的に記載すること)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第22条第1項の規定に基づき、上記の通り報告する。

年 月 日

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長 殿

課 長 印
○課長○○○

警察への援助依頼様式

第 号		
高齢者虐待事案に係る援助依頼書		
年 月 日		
○○警察署長 殿 ○○市（町、村）長 印		
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 12 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日 時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
	場 所	
	援助方法	☐ 調査の立ち会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他（ ）
高齢者	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
養護者等	(ふりがな) 氏 名	☐ 男 ・ ☐ 女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他（ ）
	電 話	（ ） ー 番
	職 業 等	
	高齢者との関係	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 孫 ☐ その他親族（ ） ☐ その他（ ）
虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 介護・世話の放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（ ） ー 番 内線 携帯電話 ー ー 番	

身分証明書
(表)

証		票	
第	号	年	月 日 交付
所	属		
氏	名		

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

市町村長名

市町村
長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(日本工業規格A列7番)

法律相談等の相談窓口

(1) 権利擁護相談（高齢者・障害者の権利を守るための相談）

①かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会）

電話：045-534-6045

（月～金 9：00～17：00まで ※祝日年末年始を除く）

②横浜生活あんしんセンター（横浜市社会福祉協議会）

電話：045-201-2009

（月～金 9：00～17：00まで ※祝日年末年始・12/9～1/3を除く）

(2) 地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）

県内すべての市町村社会福祉協議会で実施しているため、直接お問い合わせ下さい。

(3) 成年後見制度の相談

①神奈川県弁護士会（関内法律相談センター）

電話：045-211-7700

（法律相談予約・相談は有料）

②神奈川県社会福祉士会・ぱあとなあ神奈川

電話：045-314-5500

（毎週火・木 14：00～17：00まで ※祝日年末年始を除く）

③リーガルサポート神奈川県支部（司法書士会）

電話：045-640-4345

（平日10：00～17：00まで）

④コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部（かなさぽ）

電話：045-222-8628

（平日13：00～16：00まで）

(4) 成年後見等開始の申立て手続き相談

①横浜家庭裁判所（本庁）

横浜市中区寿町1-2

電話：045-345-8001

管轄区域：横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市

綾瀬市、寒川町

②横浜家庭裁判所川崎支部

川崎市川崎区富士見1-1-3

電話：044-222-1671

管轄区域：川崎市全区

③横浜家庭裁判所相模原支部

相模原市富士見6-10-1

電話：042-716-0181

管轄区域：相模原市全区、座間市

④横浜家庭裁判所横須賀支部

横須賀市田戸台3

電話：046-812-4304

管轄区域：横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町

⑤横浜家庭裁判所小田原支部

小田原市本町1-7-9

電話：0465-22-6946

管轄区域：平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

参考文献等

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

令和 7 年 3 月 厚生労働省老健局

「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」

平成 23 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会

「東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書」

平成 25 年 3 月 東京都福祉保健局

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」

平成 20 年 3 月 14 日付 雇児総発第 0314002 号本職通知

「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」

平成 24 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会

令和7年度 高齢者虐待防止部会 委員名簿

	区 分	所 属	職 名	氏 名	役職
1	学 識 経 験 者	日本大学文理学部 社会福祉学科	教授	山田 祐子	委員長
2	特別養護老人ホーム	湘南くすの木	施設長	山本 隆史	
3	有料老人ホーム	すいとぴー港南台mio	施設長	斎藤 廣子	
4	地域包括支援センター	本町地域 高齢者支援センター	管理者	佐藤 雅美	副委員長
5	市 町 村	横浜市健康福祉局高齢在宅支援課		中島 望	
6		川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室		政岡 輝	
7		横須賀市民生局福祉子ども部地域福祉課		新倉 明子	
8		藤沢市福祉部高齢者支援課		松尾 圭祐	
9		小田原市福祉健康部高齢福祉課		内田 健人	
10		綾瀬市福祉部地域包括ケア推進課		六郷 尚樹	
11	保健福祉事務所	小田原保健福祉事務所 保健福祉課	課長	中條 和子	
12		小田原保健福祉事務所 保健予防課	課長	中西 雅子	
13	弁 護 士	小川佳子法律事務所	所長	小川 佳子	参与
14	元神奈川県職員	元県保健福祉事務所保健福祉課長		西田 統	参与
—	事務局 神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部高齢福祉課	高齢福祉グループ	課長	鳥井 健二	
—			グループ リーダー	加藤 奈津子	
—			副技幹	渡邊 朋也	
—			主任主事	千代 香菜子	
—			主任主事	油井 智朗	
—		福祉施設グループ	主査	加藤 正則	

神奈川県 高齢者虐待防止対応マニュアル

発行 令和7年9月

編集 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

住所 神奈川県横浜市中区日本大通1

電話 045-210-4846

FAX 045-663-2113